



感染者の動向

感染者数／1日*	3,440人 (拡大)
累計死亡者数	8,650人
死亡者数／100万人	32人

(*9月7日～13日の平均) 出所：WHO



行動・活動制限

活動制限	あり ※厳格化
実施主体	
インドネシア政府 (新型コロナ対策・国家経済回復委員会)	
具体的制限	<ul style="list-style-type: none"> COVID19を国家災害と認定、感染拡大地域に対して事業所、工場、商業施設、交通機関などの活動制限を実施 (大規模社会制限(PSBB))。 ジャカルタ特別州は6月からのPSBB移行期間を止め、9月14日より再度強化。
日本人学校	
ジャカルタ日本人学校は2学期もオンライン授業を継続。チラン日本人学校は対面授業を開始。	



空港再開／直行便

空港	稼働中
日本からの直行便	
<ul style="list-style-type: none"> スカルノハッタ国際空港 (ジャカルタ) で就航中。便数は減少していたが、一部で増便の動きも。 	



日本人に対する入国制限

日本人の入国	原則不可
外務省渡航情報	
レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)	
制限措置概要	
<ul style="list-style-type: none"> 外国人によるインドネシア入国及びトランジットを原則禁止。 例外として、一時滞在許可 (KITAS)・定住許可 (KITAP) を保持する外国人、外交・公用査証保持者、医療・食料関係者等は、入国前もしくは入国時のPCR検査等を条件に入国可。 	

※出所：外務省



経済活動再開の状況

経済活動制限
主要規制・制限
<ul style="list-style-type: none"> 全国一律の活動制限は行わず、州・市・県レベルの感染拡大状況に応じた制限を導入。 9月14日よりジャカルタ特別州はPSBBを再度強化。指定の11業種 (※) は、50%の人数制限の中で事務所／現場での活動可。上記以外の民間企業は、原則在宅勤務となるが、必要に応じ25%以下であれば事業所の操業が認められる。 (※) (1) 保健衛生、(2) 食料・食品・飲料、(3) エネルギー、(4) 通信・情報技術、(5) 金融、(6) 物流、(7) ホテル、(8) 建設、(9) 戦略産業、(10) 基礎サービス、公益事業 (11) 生活必需品、に関する民間企業 自家用車やタクシーは定員の50%が上限。 市場、ショッピングモールは、来場客の人数制限は定員の50%。レストランは操業可能だが、店内での飲食は禁止。 公共交通機関 (バス、鉄道) は、50%の乗客定員数で、車両、頻度の削減。運輸局が詳細を規定。 オフィスビルやショッピングセンターで新規感染者が発生した場合、当該事務所だけでなく、建物ごと最低3日間閉鎖。 無症状の感染者も政府指定の施設で隔離。
規制対象業種の再開基準 (もしくは規制強化の基準)
<ul style="list-style-type: none"> 地方首長が、インドネシア政府と共に感染拡大状況を評価し、段階的に経済活動を再開させている。
現地産業・企業の動き
<ul style="list-style-type: none"> 8月の消費者物価指数 (CPI) の上昇率は前年同月比1.32%。7月の1.54%を下回り、6か月連続の減速。 電子商取引 (EC) 利用者は、コロナの影響も相まって国内で年内に1億 3,700 万人に増加する見通し。15 歳以上の人口2億 300 万人のうち 68%となり、昨年の 58% (1億 1,900 万人) から 10 ポイント増加する見通し。

経済活動制限が再び強化、経済への影響は長期化へ

- 経済活動制限を緩和して以降、ジャカルタ特別州では9月13日に1日の感染者数としては過去最大の1,380人を記録。医療崩壊を懸念した知事はPSBBを再導入。感染者への対応が厳格になり、企業にとって従業員の健康管理がより重要となる。
- スリ・ムルヤニ財務大臣は、第3四半期の実質GDP成長率が前年同期比で0～マイナス2%に留まる見通しであることを明らかにした。



ジャカルタ事務所
所長 鈴木啓之



現地日系企業の活動状況

現地日系企業の抱える課題

操業状況

- ・製造業：4月～5月は、販売店舗の一時閉鎖・入店制限など、小売りサイドの活動制限によって、国内需要が急落。飲食料品・医療関係など一部を除いて、生産調整が顕著だった。6月以降、事業活動制限の緩和に伴って、需要回復に応じた生産活動が徐々に再開されている。主要日系自動車メーカー8社の8月の新車販売台数（卸売り販売台数）が、前年同月比 66%減の2万 8,883 台。卸売り販売台数は前月比では5月を底に増えているが、小売り台数は各社とも販売がやや鈍化。
- ・非製造業：高単価帯品種や嗜好品、外出に伴い消費される商品（化粧品、飲料等）の販売が苦戦。一方で、家庭内で消費される商品、サニタイザー等の衛生用品の需要が増加。外出控えにより ECも販売増。

サプライチェーン、物流への影響

- ・2月に中国、3月以降マレーシア等からの部品供給が滞ったが、サプライチェーンの乱れによる影響は一時的・限定的だった。むしろ、4月以降、国内需要の激減による物流量の減少が顕著だった。物流量は徐々に回復する見通し。
- ・航空貨物は便数減少に伴い、価格相場が上昇。

現在抱える課題、懸念

- ・（駐在員等の入国）インドネシア国外滞在中に一時滞在許可（ITAS）等が失効した外国人は、再入国の上更新手続きを2020年9月8日までにを行う必要があったが同年12月31日まで延長に。取引先企業との関係などから、再入国を検討する企業が増加。しかし、感染拡大が続く中、再入国時期を見通せない企業も一定数存在する。また、原則外国人の入国は禁止されているが、投資調整庁（BKPM）の推薦状を利用することで、新規駐在員を赴任させるケースも見られる。
- ・（資金繰り）主要顧客からの受注減少などで、7月までに大半の企業で売上が減少。これにより一部の企業で資金繰りに深刻な問題が生じ、親子ローンや現地金融機関からの借り入れ等の緊急的な対応が行われている。
- ・（従業員の感染防止）製造業が多く集まるジャカルタ近郊の日系工場で複数の集団感染が報告されている。工業団地内の企業は、それぞれの判断で抗体検査などを実施。西ジャワ州知事は工場勤務者に対し、毎朝日報で工場外の活動を報告させるように促すなど、更なる感染拡大策を講じる方針。



現地政府の企業支援策（進出日系企業を対象に含むもの）

経済支援策

支援概要

前払い法人税の免除など

指定の製造業、非製造業に対して、月次及び輸入時の前払い法人税の支払い免除、月次の前納法人税の減免措置など。4月から12月までの時限的措置。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/covid-19/asia/pdf/idn_seminar02.pdf

原産地証明書提示手続きの簡素化

輸入通関時に原産地証明書の提示が困難な場合、カースキャンしたものを電子的な方法で提出することが認められる。

出所：インドネシア財務省



JETROからのお知らせ

開催日

セミナー・イベント名

2020年9月17日
日本時間13:00～14:00

【Zoomウェビナー】インドネシア伝統的セクター向けデジタルサービス
https://www.jetro.go.jp/form5/pub/jkt/startups_eminar7

2020年9月25日
日本時間13:00～14:00

【Zoomウェビナー】インドネシア中小企業向けデジタルサービス
https://www.jetro.go.jp/form5/pub/jkt/startups_eminar8

JETROジャカルタ ニュースレター

ニュースレターご登録（無料）の方に向けて、随時、インドネシアの政治経済動向やウェビナー等の情報を配信中。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ

（国内）

新型コロナウイルス相談窓口
TEL :03-3582-5651

（平日9時～12時/13時～17時
（土日、祝祭日を除く））

（海外）

在インドネシア日系企業相談窓口
JETRO・ジャカルタ事務所
jktjetro@jetro.go.jp